

職業紹介事業者の皆さまへ



就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する 情報提供は、法律で定められた義務です！

厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」上で入力・登録をお願いします。

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」で、**職業紹介の事業実績に関して情報提供を行うことが義務付けられています**。サイトに掲載する際には、掲載内容に誤りがないかよくご確認ください。**事業実績がない場合も掲載が必要です**。

情報提供が必要な事項・方法

以下①～⑦の項目について、「人材サービス総合サイト」にご登録ください。

情報提供が必要な事項	情報提供の方法
① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）の紹介により就職した者の数	「人材サービス総合サイト」に入力
② ①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数	
③ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数	
④ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか明らかでない者の数	
⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）	「人材サービス総合サイト」で以下のいずれかを実施 ・PDFの登録 ・自社ウェブサイトのURLを登録 変更があれば速やかに更新してください。
⑥ 返戻金制度※の導入の有無と導入している場合はその内容	
⑦ その他、職業紹介事業者の選択に役立つと考えられる情報【任意】	

※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度とその他これに準ずる制度

情報提供する時期

以下①～④の情報提供は、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

情報の内容	掲載開始・更新時期
① 各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日
② 各年度の無期雇用就職者数	
③ ②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日
④ ②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数	

■ 人材サービス総合サイト ※具体的な入力方法については裏面をご確認ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



人材サービス総合サイトへの情報入力について

～人材サービス総合サイトによる情報提供が義務づけられています～

※事業実績がない場合も人材サービス総合サイトによる情報提供は義務となります。

ログイン

■人材サービス総合サイトのトップ画面を開きます。

☞「掲載の申込・職業紹介事業 法第 32 条の 16 第 3 項に関する事項」をクリックすると「ログイン」画面になります。

☞「職業安定法第 32 条の 16 第 3 項に規定する情報提供におけるユーザ ID 及びパスワードの通知について」に記載されている、貴事業者のユーザ ID、パスワードを入力します。

☞ログインボタンをクリックすると、貴事業者の情報が表示されるので、間違いなければ申込ボタンをクリックします。

就職者数等の入力

※事業実績を問わず全ての職業紹介事業者が必須入力

■情報登録年度について

☞「ホームページへの掲載申込み 職業紹介事業の運営「法第 32 条の 16 第 3 項に関する事項（情報提供）」画面にて、情報登録年度が 3 か年度分表示されます。

■情報の入力

☞各年度毎に「就職者」、「離職者」、「判明せず」に数値を入力してください。

参考情報の入力

☞事業所の情報について、得意職種等を直接検索結果に掲載することが出来ます。さらに追加情報がある場合、事業所のホームページへリンク、あるいは PDF により掲載することができます。（事業所 URL か PDF を選択）

手数料に関する事項の入力

※有料職業紹介事業者は必須入力

☞手数料に関する情報を事業所のホームページへリンク、あるいは PDF により掲載してください。（事業所 URL か PDF を選択）

手数料の徴収実績ではなく、都道府県労働局に届出した手数料を掲載してください。

なお、検索結果画面では、手数料「有」と表示され、これをクリックすると指定したホームページ又は PDF を表示します。

返戻金制度に関する事項の入力

※有料職業紹介事業者は制度の有無を問わず必須入力

☞返戻金制度に関する情報を事業所のホームページへリンク、あるいは PDF により掲載してください。（事業所 URL か PDF を選択）

なお、検索結果画面では、設定している場合は「有」、無い場合は「無」と表示されます。

これをクリックすると指定したホームページ又は PDF を表示します。

☞申込ボタンをクリックします。

以上で完了です

◆ 入力手順の詳細は人材サービス総合サイトをご覧ください。 ◆



- 当サイトは、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています
- 令和4年10月施行の改正職業安定法に関する情報は[こちら](#)!
- 届出された特定募集情報等提供事業者の一覧は[こちら](#)!
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら!
- 職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちらから!
- 優良等が認定された事業者一覧(労働者派遣事業者・職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)等の情報は[こちら](#)!

検索を行う場合

<p>許可・届出事業所の検索 労働者派遣事業</p>	<p>許可・届出事業所の検索 職業紹介事業</p>	<p>届出事業者の検索 特定募集情報等提供事業</p>
--------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

掲載の申込を行う場合

<p>掲載の申込・労働者派遣、職業紹介 労働者派遣、職業紹介事業共通</p>	<p>掲載の申込・職業紹介事業 法第32条の16第3項に関する事項</p>	<p>掲載の申込・特定募集情報等提供事業 特定募集情報等提供事業</p>
--	---	--

その他

<p>最新情報一覧</p>	<p>派遣事業制度等</p>	<p>求人情報</p>	<p>アンケート</p>
---------------	----------------	-------------	--------------



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省職業安定局

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

入力が必要な内容（下線部は令和5年4月中に入力するもの）

有料職業紹介事業の方：①令和2年度就職者数、令和3年度就職者数、令和4年度就職者数
②手数料表 ③返戻金制度の有無

※令和4年度中に事業を開始し、就職者の実績が無い場合でも②手数料表、③返戻金制度は必要です
無料職業紹介事業の方：①令和2年度就職者数、令和3年度就職者数、令和4年度就職者数

① 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項（情報提供）」

以下の項目（色がついた項目）について入力してください。なお、入力しない項目は空欄としてください。（事業を実施しており、かつ実績が「0」の場合「0」を入力してください）

情報登録年度	就職者※1			離職者数 (人)※3	離職が判明せず (人)※4
	4か月以上有期及び無期 (人)※2	4か月以上有期及び無期(人) うち無期(人)※2	4か月未満有期 (人日)※2		
令和02年度					
令和03年度					
令和04年度					

事業報告の常用就職件数の合計（無期雇用＋それ以外）を入力 ※
実績が無い場合は0を入力

事業報告の常用就職者のうち「無期雇用」の合計を入力 ※

事業報告の臨時就職延数・日雇就職延数の合計を入力 ※

令和5年10～12月中に入力
令和4年度に就職した無期雇用者のうち、解雇以外の理由で6ヶ月以内に離職した者の数及び離職状況が不明な者の合計を入力 ※

※ 複数事業所がある場合は合計した数を入力してください。

取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

医療・介護・保育分野のうち、記載の8職種に紹介実績のある事業者におかれましては、手数料実績率又は額と離職率のご入力をお願いいたします。

この項目は、1医師、2歯科医師、3獣医師、4薬剤師、5保健医療サービスの職業、6看護師、7看護士、8保健師、9助産師、10医療技術者、11介護サービスの職業、12保育士の職種について取扱い実績がある場合に、取扱い職種ごとの平均手数料実績率又は額および離職率を入力してください。

取扱業務の職種	手数料実績率又は額※1	離職率※2	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 年度 <input type="text"/>	<input type="text"/> 年度 <input type="text"/> %	<input type="button" value="削除"/>

参考情報の情報提供

参考情報は得意職種等の情報を載せたい場合にご入力をお願いします。

貴社の事業者名からの参考情報に関するリンクの掲載を希望される場合は、下記に貴社のURLの登録もしくは、PDFをご記入下さい。

URL

PDF 選択されていません

② 手数料に関する事項 ※有料職業紹介事業主は必須入力。無料職業紹介事業主、特別の法人の行う無料職業紹介事業主及び特定地方公共団体無料職業紹介事業主は、入力できません。

有料職業紹介事業者は、貴事業所サイトの手数料の内容の分かるページのURLを記入するか、手数料の内容をPDF化したものをアップロードしてください。

URL

PDF 選択されていません

手数料がわかるホームページのURLを入力するか、PDFをアップロードを選択する
PDFは申請時に提出した手数料表をPDFにしたものでもよい

③ 返戻金制度に関する事項 ※制度の有無は必須入力。無料職業紹介事業主、特別の法人の行う無料職業紹介事業主及び特定地方公共団体無料職業紹介事業主は、入力できません。

返戻金制度を設けている有料職業紹介事業者は、貴社の返戻金制度の内容の分かるページのURLを記入するか、返戻金制度の内容をPDF化したものをアップロードしてください。

返戻金制度を設けていない

返戻金制度を設けている

URL

PDF 選択されていません

返戻金制度の有無を選択する
返戻金制度を設けている場合は、内容がわかるホームページのURLを入力するか、PDFをアップロードする
返戻金制度を設けていない場合は、URLとPDFは任意

手数料と返戻金制度は変更があるごとに内容を差し替える必要があります。
アップロードできるPDFは1ファイルのみのため、手数料表等を事業所単位で掲載したい場合は1つのファイルにまとめたものをアップロードしてください。